

## 島根県公共工事品質証明実施要領（案）の改定概要

1. 島根県公共工事共通仕様書の改定（令和4年4月1日施行）に伴う改定  
品質証明員を定めた場合、10年以上の現場経験を有し、技術士等の資格を有することが確認できる書類を提出から提示としたことによる改定
  
2. 書類の削減（簡素化）（令和4年4月1日施行）の内容を反映  
様式（品質証明員が会社に対して報告する際の様式）を自由様式としたことによる様式の削除
  
3. その他
  - 1) 契約約款等の記載において、「請負者」は「受注者」に変更されていることによる名称の統一
  
  - 2) 令和3年度から水産事務所が廃止され、農林水産振興センター内の部となったことによる組織の名称変更